

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	生活保護法指定医療機関の指定取消し又は効力停止		
根拠法令・条項	生活保護法第51条第2項		
所 管 課	生活福祉部 生活援護管理課		
<p>処 分 基 準</p> <p>(処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)</p>	<p>・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>生活保護法による医療扶助運営要領について (昭和36年9月30日 社発第727号厚生省社会局長通知)</p>		
<p>聴聞・弁明の機会 の付与の区分</p>	<p>聴聞又は弁明の別</p>	<p>・聴 聞 ・弁 明</p>	
	<p>(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)</p>	<p>ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する 「 該当するため、手続を省略する。 するとき」に</p>	
	<p>個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項</p>		